

## 申8号 「2018年10月運用改正」に関する緊急申し入れ

「2018年10月運用改正」において、10月20日から常磐線特急列車車掌乗務体制を見直す考え方が示され、関係地本において鋭意議論が行われてきました。

その過程において行われた、水戸支社が水戸地本に通知した「平成27年7月3日に交換した議事録確認の解約について」（平成30年7月20日付）における議事録確認の解約の取り扱いについては、組合員の利益に反する事態に陥ったもので、あるべき姿ではありません。

今運用改正で会社から車内巡回やお客さま対応を検証した結果、一人乗務を基本とした乗務体制が可能であるとの考え方が示されました。しかし、関係地本の検証結果に基づく団体交渉では、労使の認識は十分な一致には至っておらず、今後の課題と位置づけられなければなりません。合わせて、今後予定されている常磐線全線開通を見据えた場合においても、常磐線特急列車の乗務体制は継続した課題と捉えています。

また、常磐線特急列車で設備が整えば中間乗務員室でドア扱いを可能とするとの新たな取り扱い方法も示されています。車掌の業務はホーム上の安全確保と車内秩序を維持した上で列車防護係員という重要な役割を担っていることは規程でも定められています。

したがって、車掌が役割を全うし安全の確保とお客さまに公平・公正なサービスが提供できる体制の実現を目指し、下記の通り申し入れを行いました！

1. 水戸支社が水戸地本に通知した「平成27年7月3日に交換した議事録確認の解約について」（平成30年7月20日付）における議事録確認の解約の取り扱いについては、否定すべき事象であり施策実施に向け真摯に議論をすること。
2. 常磐線特急列車の車掌乗務体制の見直しについては、関係する法令や規程に基づき「運転取り扱い」や「後方防護」の役割を全うし、安全・安定輸送を確保すること。
3. 常磐線特急列車の車掌乗務体制の見直しについては、車内秩序を維持しお客さまの安全を確保すると共に、車内巡回の有無により、お客さまに不公平感を与えないこと。
4. 常磐線特急列車の中間乗務員室でドア扱いをする目的と概要を明らかにすること。
5. より高い安全レベルを維持するため、在来線特急列車の車掌のドア扱いは最後部乗務員室を基本とすること。
6. 常磐線特急列車の中間乗務員室のドア扱いについて、乗務員の教育、訓練を十分に行うと共に、異常時等の安全対策を行うこと。
7. 在来線特急列車の中間乗務員室でのドア扱いについて、将来展望を明らかにすること。

**安全な職場を創出すために、本部は鋭意議論します！**